

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年4月4日提出
【計算期間】	第1期中（自 2024年7月5日 至 2025年1月4日）
【ファンド名】	B N Y米国エクセレント・バリュー・ファンド （以下、「当ファンド」ということがあります。）
【発行者名】	B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊原 正章
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	兼安 佳子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	03（6756）4710
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

以下は2025年1月31日現在です。

（1）【投資状況】

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,880,651,287	100.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		45,141	0.00
合計（純資産総額）		6,880,696,428	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

（参考）米国エクセレント・バリュー・マザーファンド

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	6,088,768,635	88.49
	アイルランド	533,805,613	7.76
	スイス	98,444,430	1.43
	リベリア	70,825,383	1.03
	ドイツ	34,142,855	0.50
	バミューダ	33,906,217	0.49
	小計	6,859,893,133	99.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	20,546,681	0.30
合計（純資産総額）		6,880,439,814	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

2025年1月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
2024年 7月末日		2,657,986,733	-	0.9774	-
8月末日		3,061,790,286	-	0.9564	-
9月末日		3,258,964,910	-	0.9626	-
10月末日		3,650,742,994	-	1.0405	-
11月末日		4,560,479,926	-	1.0739	-
12月末日		5,805,465,154	-	1.0569	-
2025年 1月末日		6,880,696,428	-	1.0861	-

（注）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期中間（2024年 7月 5日～2025年 1月 4日）	5.7

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。なお、第1期中間については、前期末基準価額を1万口当たり10,000円として計算しています。

2【設定及び解約の実績】

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	残存口数
第1期中間（2024年 7月 5日～2025年 1月 4日）	5,690,596,182	176,138,530	5,514,457,652

（注1）第1期中間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示されております。
- (2) 当ファンドの第1期計算期間は信託約款第42条により、2024年7月5日から2025年4月21日までとなっております。このため、当中間計算期間は2024年7月5日から2025年1月4日までとしております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（2024年7月5日から2025年1月4日まで）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

B N Y米国エクセレント・バリュー・ファンド

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期中間計算期間末 (2025年1月4日現在)
資産の部	
流動資産	
金銭信託	23,182,937
コール・ローン	11,100,137
親投資信託受益証券	5,801,035,623
未収入金	25,208,883
未収利息	194
流動資産合計	5,860,527,774
資産合計	5,860,527,774
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,984,092
未払受託者報酬	587,967
未払委託者報酬	27,830,437
その他未払費用	1,364,887
流動負債合計	33,767,383
負債合計	33,767,383
純資産の部	
元本等	
元本	5,514,457,652
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	312,302,739
元本等合計	5,826,760,391
純資産合計	5,826,760,391
負債純資産合計	5,860,527,774

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (自 2024年7月5日 至 2025年1月4日)	
営業収益	
受取利息	2,903
有価証券売買等損益	256,985,500
営業収益合計	256,988,403
営業費用	
受託者報酬	587,967
委託者報酬	27,830,437
その他費用	1,364,887
営業費用合計	29,783,291
営業利益又は営業損失（ ）	227,205,112
経常利益又は経常損失（ ）	227,205,112
中間純利益又は中間純損失（ ）	227,205,112
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	5,436,983
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	90,534,610
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	383,728
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	90,150,882
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	312,302,739

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
--------------------	---

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 (2025年1月4日現在)
1. 受益権の総数	5,514,457,652口
2. 1口当たり純資産額	1.0566円
(1万口当たり純資産額)	(10,566円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 (自 2024年7月5日 至 2025年1月4日)
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額
信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に、年0.426%を乗じて得た額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本額の変動

項目	第1期中間計算期間末 (2025年1月4日現在)
期首元本額	1,602,942,906円
期中追加設定元本額	4,087,653,276円
期中一部解約元本額	176,138,530円

（参考）

米国エクセレント・バリュー・マザーファンド

当ファンドは、「米国エクセレント・バリュー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、2025年1月4日現在における同親投資信託の状況は次の通りです。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

（2025年1月4日現在）

資産の部	
流動資産	
預金	54,902,500
コール・ローン	2,383,830
株式	5,759,343,104
未収配当金	9,826,578
未収利息	6
流動資産合計	5,826,456,018
資産合計	5,826,456,018
負債の部	
流動負債	
未払解約金	25,208,883
流動負債合計	25,208,883
負債合計	25,208,883
純資産の部	
元本等	
元本	5,454,664,432
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	346,582,703
元本等合計	5,801,247,135
純資産合計	5,801,247,135
負債純資産合計	5,826,456,018

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・ 株式 移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 ・ 外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている有価証券 原則として海外取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 同中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合には、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
--------------------	---

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	・ 外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約取引のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	・ 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。 ・ 貸借対照表は、2025年1月4日現在のものであります。当該親投資信託の計算期間は原則として毎年4月21日から翌年4月20日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	（2025年1月4日現在）
1. 受益権の総数	5,454,664,432口
2. 1口当たり純資産額	1.0635円
（1万口当たり純資産額）	（10,635円）

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

項目	（2025年1月4日現在）
期首元本額	1,602,942,906円
期中追加設定元本額	3,901,145,475円
期中一部解約元本額	49,423,949円
期末元本額	5,454,664,432円
元本の内訳（注）	
B N Y米国エクセレント・バリュー・ファンド	5,454,664,432円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

以下は2025年1月末現在です。

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。

2025年1月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 （百万円）
追加型株式投資信託	36	1,094,739
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	24,321
単位型公社債投資信託	0	0
合 計	37	1,119,060

（３）【その他】

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自 2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
3. 財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,234,344	8,877,114
未収委託者報酬	697,037	684,003
未収運用受託報酬	1,612,928	2,448,844
未収収益	229,673	183,432
未収入金	42,196	76,760
未収還付法人税等	-	65,176
前払費用	46,266	14,022
仮払金	2,441	5,106
流動資産計	10,864,887	12,354,461
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1 280	*1 243
有形固定資産計	280	243
投資その他の資産		
投資有価証券	177,642	14,906
長期差入保証金	78,201	73,126
繰延税金資産	242,272	229,409
投資その他の資産計	498,117	317,443
固定資産計	498,397	317,686
資産合計	11,363,285	12,672,147
負債の部		
流動負債		
未払金	155,991	260,460
未払費用	1,610,774	2,656,203
預り金	110,150	143,267
仮受金	14,359	14,352
未払法人税等	51,698	-
未払消費税等	8,091	140,172
賞与引当金	116,434	104,419
流動負債計	2,067,500	3,318,876
固定負債		
退職給付引当金	600,480	527,816
固定負債計	600,480	527,816
負債合計	2,667,980	3,846,692
純資産の部		
株主資本		
資本金	795,000	795,000
資本剰余金		
資本準備金	695,000	695,000
資本剰余金合計	695,000	695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,187,513	7,333,438
利益剰余金合計	7,187,513	7,333,438
株主資本合計	8,677,513	8,823,438
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,790	2,016
評価・換算差額等合計	17,790	2,016
純資産合計	8,695,304	8,825,454
負債・純資産合計	11,363,285	12,672,147

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,290,047	3,022,879
運用受託報酬	4,103,950	4,973,757
その他営業収益	1,011,797	1,002,312
営業収益計	8,405,795	8,998,949
営業費用		
支払手数料	1,371,486	1,237,600
広告宣伝費	53,732	43,197
調査費	3,684,908	5,088,723
通信費	2,641	1,630
印刷費	6,832	4,888
協会費	13,241	12,757
その他の営業雑経費	4,251	5,799
営業費用計	5,137,095	6,394,598
一般管理費		
役員報酬	90,711	72,373
給与・手当	1,103,062	950,650
賞与	314,682	182,777
賞与引当金繰入額	116,434	74,868
退職給付費用	115,941	125,761
交際費	3,348	5,390
旅費交通費	25,694	25,659
租税公課	38,174	25,536
不動産賃借料	197,846	130,113
事務委託費	579,156	636,965
固定資産減価償却費	118	37
諸経費	134,232	153,277
一般管理費計	2,719,403	2,383,411
営業利益	549,295	220,938
営業外収益		
受取利息	7	11
受取配当金	77	82
為替差益	24,810	17,889
投資有価証券売却益	-	56,865
雑収入	0	13
営業外収益計	24,894	74,861
営業外費用		
雑損失	12	-
営業外費用計	12	-
経常利益	574,178	295,800
特別利益		
グループ事業再編関連収益	*1 211,501	-
特別利益計	211,501	-
特別損失		
固定資産除却損	346	-
特別退職金	-	64,595
特別損失計	346	64,595
税引前当期純利益	785,333	231,205
法人税、住民税及び事業税	258,176	65,455
法人税等調整額	3,020	19,824
法人税等合計	261,197	85,280
当期純利益	524,136	145,924

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	6,663,377	8,153,377	14,426	8,167,803
当期変動額						
当期純利益			524,136	524,136		524,136
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					3,364	3,364
当期変動額合計	-	-	524,136	524,136	3,364	527,500
当期末残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304

当事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,187,513	8,677,513	17,790	8,695,304
当期変動額						
当期純利益			145,924	145,924		145,924
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					15,774	15,774
当期変動額合計	-	-	145,924	145,924	15,774	130,150
当期末残高	795,000	695,000	7,333,438	8,823,438	2,016	8,825,454

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

器具備品 15年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、ファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

該当事項はありません。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
器具備品	379千円	416千円

（損益計算書関係）

*1 特別利益

当社の属する企業グループが一部の事業を外部に譲渡した際に計上された収益の一部について当社へ配分されたものです。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	15,900 株	-		-		15,900 株

2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に投資信託委託業務、投資顧問業務及び投資一任契約に関する業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬の管理はきわめて重要であると認識しております。

事業推進目的のために自社設定の投資信託への投資を行っており、これらの運用方針につきましては取締役会へ報告を行い、管理しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券の市場リスクについては、時価を定期的に把握することで管理を行っております。為替リスクについては、一定限度を超える預金残高について円転を行う等により管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	177,642	-	-	177,642
資産計	177,642	-	-	177,642

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	14,906	-	-	14,906
資産計	14,906	-	-	14,906

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券は、基準価額を用いて評価しております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2023年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について注記を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,234,344	-	-	-
未収委託者報酬	697,037	-	-	-
未収運用受託報酬	1,612,928	-	-	-
合 計	10,544,310	-	-	-

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	8,877,114	-	-	-
未収委託者報酬	684,003	-	-	-
未収運用受託報酬	2,448,844	-	-	-
合 計	12,009,963	-	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	177,642	152,200	25,442
	小 計	177,642	152,200	25,442
合 計		177,642	152,200	25,442

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区 分	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	14,906	12,000	2,906
	小 計	14,906	12,000	2,906
合 計		14,906	12,000	2,906

2. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

種 類	売却額	売却益	売却損
投資信託受益証券	206,865	56,865	-
小 計	206,865	56,865	-
合 計	206,865	56,865	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
退職給付引当金期首残高	584,084 千円	600,480 千円
退職給付費用	90,389 千円	92,116 千円
退職給付支払額	33,735 千円	164,780 千円
会社分割に伴う移管額	40,258 千円	- 千円
退職給付引当金期末残高	600,480 千円	527,816 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	90,389 千円	92,116 千円
確定拠出年金制度に基づく要拠出額	22,505 千円	18,263 千円
退職給付費用	112,895 千円	110,379 千円

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認	17,096 千円	18,209 千円
未払事業税	4,824 千円	1,430 千円
未払特別法人事業税	918 千円	- 千円
賞与引当金	35,652 千円	31,973 千円
退職給付引当金	183,867 千円	161,617 千円
敷金償却	7,765 千円	9,319 千円
ソフトウェア開発費償却	- 千円	9,368 千円
繰延税金資産合計	250,124 千円	231,920 千円
繰延税金負債		
未収特別法人事業税	- 千円	1,620 千円
投資有価証券	7,851 千円	889 千円
繰延税金負債合計	7,851 千円	2,510 千円
繰延税金資産の純額	242,272 千円	229,409 千円

2. 法定実効税率と税効果適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
	%	%
法定実効税率	30.6	30.6
（調整）		
住民税均等割	0.3	1.0
役員賞与	2.2	3.9
交際費否認	0.2	1.5
その他	0.0	0.1
税効果適用後の法人税等の負担率	33.3	36.9

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）
該当事項はありません。

（収益認識関係）

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した結果
「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。
- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。
- 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,290,047	4,103,950	1,011,797	8,405,795

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
5,004,373	663,710	2,725,831	11,879	8,405,795

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,448,064	投資運用業
A社（注）	903,833	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	3,022,879	4,973,757	1,002,312	8,998,949

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
6,020,214	461,254	2,503,544	13,935	8,998,949

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	2,250,652	投資運用業
A社（注）	2,043,365	投資運用業

（注）顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） （注1）	854,351	預金	7,368,207
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	2,208,792	未収運用 受託報酬	514,536
親会社の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	996,269	未払費用	232,207
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	1,247,874	未払費用	779,548
親会社の子会社	MBC・ インベストメンツ・ コーポレーション	米国 デラウェア	\$0	持株会社	なし	収益配分 受入	グループ事業 再編関連収益 の配分 （特別利益） （注2）	211,501	-	-

（注1） 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

（注2） 対象事業との関連を勘案し合理的に算定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) の割合	関連 当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニューヨーク	\$1,135	銀行業	なし	預金	預金の 預入（純額） （注1）	30,632	預金	7,337,574
親会社の子会社	BNYメロン・ インターナショナル・ マネジメント・リミテッド	英領 ケイマン 諸島	\$0.001	資産運用 業務	なし	サービス 提供	投資一任 契約に係る 取引の収入 （注1）	2,107,595	未収運用 受託報酬	551,926
親会社の子会社	ニュートン・ インベストメント・ マネジメント・ ノースアメリカ・ エルエルシー	米国 ボストン	\$0	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	982,348	未払費用	264,403
親会社の子会社	インサイト・ インベストメント・ マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	46	資産運用 業務	なし	サービス 受入	営業費用 （委託調査費） （注1）	2,484,172	未払費用	1,751,056

（注1） 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っています。

2. 親会社に関する注記

BNYメロン・インベストメント・マネジメント（APAC）ホールディングス・リミテッド（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	546,874円49銭	555,060円05銭
1株当たり当期純利益金額	32,964円53銭	9,177円66銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
当期純利益（千円）	524,136	145,924
普通株式に係る当期純利益（千円）	524,136	145,924
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（中間財務諸表）

1. 当社の中間財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則2条、第282条及び第306条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
3. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		8,783,635
未収委託者報酬		650,988
未収運用受託報酬		715,817
未収収益		169,783
未収入金		53,683
前払費用		37,493
仮払金		7,987
未収消費税等	*2	53,656
流動資産計		10,473,045
固定資産		
有形固定資産		
器具備品	*1	226
有形固定資産計		226
投資その他の資産		
投資有価証券		14,761
長期差入保証金		70,574
繰延税金資産		276,382
投資その他の資産計		361,718
固定資産計		361,944
資産合計		10,834,990
負債の部		
流動負債		
未払金		268,206
未払費用		991,881
預り金		22,699
未払法人税等		23,943
仮受金		10,015
賞与引当金		255,463
流動負債計		1,572,210
固定負債		
退職給付引当金		514,935
固定負債計		514,935
負債合計		2,087,146
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		7,255,927
利益剰余金計		7,255,927
株主資本計		8,745,927
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,915
評価・換算差額等計		1,915
純資産合計		8,747,843
負債・純資産合計		10,834,990

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,500,664
運用受託報酬		1,460,941
その他営業収益		438,754
営業収益計		3,400,360
営業費用		2,221,960
営業費用計		2,221,960
一般管理費	*1	1,286,917
営業損失		108,517
営業外収益		550
営業外費用		958
経常損失		108,926
特別損失		
特別退職金		5,425
税引前中間純損失		114,351
法人税、住民税及び事業税		10,087
法人税等調整額		46,928
中間純損失		77,510

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月 1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・換算 差 額 等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	そ の 他 利益剰余金			
			繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	795,000	695,000	7,333,438	8,823,438	2,016	8,825,454
当中間期変動額						
中間純損失			77,510	77,510		77,510
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					100	100
当中間期変動額合計	-	-	77,510	77,510	100	77,610
当中間期末残高	795,000	695,000	7,255,927	8,745,927	1,915	8,747,843

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

器具備品 15年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき日々の純資産価額または月末時点の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。

その他営業収益は、顧客との契約に基づき、資産運用事業に係る附帯サービスの対価として受領する手数料であり、当該サービスが提供されている期間にわたり収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

器具備品 433千円

*2. 消費税等の取り扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自2024年4月 1日 至2024年9月30日）

*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。

有形固定資産 16千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自2024年4月 1日 至2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

種 類	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他の有価証券	14,761	-	-	14,761
資産計	14,761	-	-	14,761

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金及び短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払費用について記載を省略しております。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2024年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

区 分	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	14,761	12,000	2,761
	小 計	14,761	12,000	2,761
合 計		14,761	12,000	2,761

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

当中間会計期間（自2024年4月 1日 至2024年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した結果

「セグメント情報等」注記に記載のとおりです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4.収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

当中間会計期間（自2024年4月 1日 至2024年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	1,500,664	1,460,941	438,754	3,400,360

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

日本	ヨーロッパ	アメリカ	その他	合計
1,945,448	225,024	1,225,329	4,557	3,400,360

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	1,085,362	投資運用業

（1株当たり情報）

当中間会計期間（自2024年4月 1日 至2024年9月30日）

1株当たり純資産額	550,178.86円
1株当たり中間純損失金額	4,874.87円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純損失（千円）	77,510
普通株式に係る中間純損失（千円）	77,510
普通株式に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	15,900

（重要な後発事項）

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年 6 月 5 日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

御園生 豪洋

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月12日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

御園生 豪洋

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断

により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年3月28日

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高 見 昂 平
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているB N Y米国エクセレント・バリュール・ファンドの2024年7月5日から2025年1月4日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Y米国エクセレント・バリュール・ファンドの2025年1月4日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年7月5日から2025年1月4日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

B N Yメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。